

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第卷一十五第

月七年五十和昭

論叢

民族主義と帝國主義……………

文學博士 高田保馬

實踐學としての日本經濟學……………

經濟學博士 谷口吉彦

時論

日本國と蘭領東印度……………

法學博士 末廣重雄

研究

江戸時代の國產獎勵……………

經濟學士 堀江保藏

理想型理論の方法的意識……………

經濟學士 出口勇藏

自由貿易主義の吟味……………

經濟學士 岡倉伯士

說苑

北支滿洲損害保險市場……………

經濟學士 佐波宣平

ハンセンの人口政策に就いて……………

經濟學士 青盛和雄

附錄

彙報

外國雜誌論題

研 究

江戸時代の國産獎勵

堀 江 保 藏

一 國産及國産獎勵の意義

江戸時代は封建制度の時代であり、各藩が對立してゐた時代であるから、國産獎勵にも各藩に於ての國産獎勵と對外關係に於ての國産獎勵との二方面があつた¹⁾。いづれの場合に於ても、藩外又は國外よりの輸入を防遏し乃至は積極的に輸出せんとすることが、國産獎勵の直接の目的であつた。

先づ對外關係に於ける國産並にその獎勵に就て見るに、當時の貿易は殆ど一方的の輸入貿易であり、輸出として言ふべき程のものはなかつたが、輸入代金決済の一部に充てるために輸出せられた煎海鼠・干鮑・鱧鱈(俵物と總稱す)及び昆布・錫・雞冠草・寒天等(諸色と總稱す)の水産物は、重要な國産として獎勵せられた。天明五年二月の觸書に「浦方有之國々は、領主より申海鼠申貝類獻上致來候分も、獻上并御殘之外餘分仕込不致、長崎會所役人え賣渡候様可致候、萬石以下私領之分も浦方有之分は、煎海鼠干鮑之類獵業相増候儀專一に可致候²⁾」とあるの

1) 本庄博士「日本經濟史話」166頁。
2) 高柳眞三、石井良助氏編「御觸書天明集成」853頁。

はその一端を示してゐる。更に安政四年の申渡書には『和蘭其外へ御渡之ため、蠟・漆・茶之類多く作り出し候様可然哉之旨、備中守殿御書取を以被仰渡候間』と冒頭して御料・私領共に其等の栽培を獎勵すべき旨が述べられてゐるが、之亦輸出目的の國產獎勵である。

次に輸入防遏の目的を以てせる國產獎勵に就て見るに、當時は輸入超過に基く金銀の流出を慮つて貿易無用論まで唱へられてゐたのであるから、成るべく輸入を減少し、又は輸入品を我國で製造しようと試みたことは當然であつて、その第一は藥草類であつた。此等は何れも外國より種子を取寄せ、幕府に於て試作の上國產の種子を諸國に頒布する方法を採つたが、殊に人蔘は享保頃日光に於て試作し、その種子を頒布して、明和以後になると野州・陸奥・出羽・信濃・越後・出雲等に多量に産出するやうになり、遂には輸出せらるゝまでに至つた。第二は砂糖であつて、「徳川實紀」には『砂糖も今は日用かきがたきものとなれば、唐土より來るをまたず、わが國の産をこそ用ゆべけれど、甘蔗増栽の法をあまねく尋もとめ給ひしに』云々と、その目的が明示せられてゐる。而して將軍吉宗は享保十二年蔗苗を琉球より取寄せ、薩摩の人落合孫右衛門を召して之を濱及び吹上の園中に試作せしめ、その蔗汁を以て黑糖の製出に成功した。³⁾ 其後甘蔗苗を諸國に頒布し、特に紀州藩に對しては寛政年間製糖資金の拜借を許してゐるが、此頃より暖國には甘蔗の栽培次第に進み、殊に讃岐には所謂和三盆と稱する上質糖も製造せらるゝに至つたこと周知のところである。

此外生絲も亦輸入防遏の目的を以て獎勵せられたものであつて、例へば正徳三年には西陣に於ても和絲を使用すべきことを令し、兼て諸國に於ても養蠶・製絲の業に力を致すべき旨勅書を出してゐる。⁴⁾ 而して江戸時代中期

3) 「日本財政經濟史料」第三卷、511頁。
4) 「有徳院殿御實紀」附錄卷十七。
5) 「大日本農政類編」45頁。
6) 「日本財政經濟史料」第二卷、1278頁。

以後各地に養蠶業盛んとなり、輸入品に劣らざる生絲が出来、精巧なる絹織物の原料に供せらるゝのみならず、安政の開國と共に輸出品として重要な地位を占むるに至つた。之と共に注意すべきは毛織物である。當時毛織物は兜羅綿・雜紗・かつさん・へる等の厚地物の外に、羅布板・じよん・ころふくれん・縮緬吳呂等の薄地ものも用ゐられ、此等は多く輸入品であつて、毛織物は贅澤品としてその使用を抑制せられしに拘らず、尙ほ相當量の輸入を見た。幕府が文化年間支那より緬羊若干頭を求め、巢鴨樂園に之を飼育し、同時に濱樂園内の織殿に於て絨布を織らしめたのは、この輸入防遏のためであつて、後文政年間には鹿兒島藩亦緬羊を蕃殖して毛織物の製織を試み、安政元年には箱館奉行も幕府に請うて緬羊の飼育を始めた。⁸⁾

以上は對外關係に於ける國產獎勵の事例であり、政策主體は幕府であるが、諸藩も亦夫々獨立の財政經濟を營みし關係上、天領又は他の諸藩との關係に於て國產を獎勵した。尤も諸藩の政策が幕府のそれの一翼を擔當した場合も多いことは勿論であつて、俵物・人蔘・生絲・砂糖等はその例を見ることが出来るが、併し諸藩の立場に即して見れば、自己の經濟の獨立維持乃至強化といふことが國產獎勵政策の目標であつたと稱しても過言ではなからう。而して諸藩の國產と稱するものは、木綿織物・麻織物・絹織物・生絲等の衣服材料を始め、煙草・砂糖・鹽・粉莖蕪・蜜柑等の食料品、紙・蠟・墨・表・陶磁器・漆器・傘等の日常生活用品や、藍・錢・馬の如き及び、殆ど枚舉に遑なき有様であつた。此等の國產獎勵の直接の目的は領外よりの移入の防遏乃至は積極的な領外移出にあり、前者の例を挙げれば、その栽培の不適當なる仙臺藩にも藍作が獎勵せられ、阿波藍の移入を防がんとし、また棉花の産せざる越中・秋田等に於ても原棉を移入して木綿織物が獎勵せられた。積極的な領外移出については、殆

7) 「大日本農政類編」652頁。

8) 同上、655頁。

と總ての國産はこの目的のために獎勵せられたと考へて差支へないのであつて、この事は市場に於て、某品は某藩の國産と稱して喧傳せられたことによつても窺はれる。

以上要するに、國産とは文字通り國の産物の義であつて、それには外國産物に對する我國産物を指稱せる場合と、國々の産物即ち地方産物を指稱せる場合とがあつた。併し單に我國の産物又は國々の産物なるが故に國産と呼ばれたわけではなく、外國品若くは領外品に對する關係に於て始めて國産と稱せられたものなること勿論であつて、さればこそそれは獎勵政策の對象とせられたのである。

國産獎勵の目的は、上述の如く、直接的には外部よりの輸入を防止し、進んで積極的に輸出せんとするにあり、従つて獎勵政策の主眼點は増産に置かれた。併し乍らそれが何を意味したかを更に考ふれば、幕府及諸藩の經濟的基礎を鞏固にし、以て封建的政治及社會組織を維持し進んで富國強兵の實を擧ぐることに眞の目的が存したといはねばならぬのであつて、従つて國産獎勵は財政々策の一部をなし若くは之と密接離るべからざる關係を持つた。之を幕府に就て見るに、受動的貿易に伴ふ金銀の流出は幕府がその高權を掌握する貨幣材料の減少を意味し、それは結局に於て財政の窮乏を促しました物價騰貴を齎らして、幕府存立の基礎を危くする恐れあり、かくて一方に於て貿易額の制限を次第に強化すると共に、他方に於て國産の獎勵を企てたのである。勿論幕府の國産獎勵の目的のうちには、我國全體の立場よりする自給自足經濟の遂行といふことも含まれてゐた。併しそれが次第に表面化するに到つたのは幕末に至り對外關係が頻繁となりし以後であつて、大體に於ては幕府の存立維持といふことが、先づ以て考慮せられたと見るべきであらう。次に之れを諸藩に就て見るに、國産の獎勵はひとへに

自己の財政經濟の獨立維持乃至強化といふことが目的であつた。蓋し諸藩は參觀交代其他のために、領外に於て自己に鑄造發行の權なき正貨を以て支拂ふことを要すべき費目あり、且つこの費目が財政窮乏の重要な直接的原因となつてゐたからである。かくて諸藩は能ふ限り領外よりの商品の移入を防遏して正貨の流出を防ぎ、進んで國産を領外に移出して、正貨を獲得せんがために國産獎勵に邁進した。諸藩に於ける國産獎勵が幕府のそれに比して頗る活潑であつたのはそのためである。即ち幕府の國産獎勵は廣く天下に號令し若くは模範的施設をなすなど、いはゞ中央政權に相應はしき方策を講じたのに對し、諸藩は幕府の政策の一部を擔當すると共に、獨自の立場からこの政策を實行したのである。

勿論この政策が政策主體の利益のみを考慮し、生産者主として農民の利益が全然その外に置かれたわけではない。本來の農業の傍ら彼等の生活の資となるべき産業を起し、或は米作に適せざる荒蕪地・空閑地の利用を圖り、以て彼等の生活を豊かならしむることが考へられたのであつて、この事は國産獎勵に關する多くの觸書にも見られ、また仁政の教説を主眼とする當時の經濟思想からも窺はれるところである。併し乍ら當時の社會組織經濟機構の必然の歸結として、この目的はいはゞ第二義的であつた。之に就ては後述するところによつて明かであるが、第一義的的目的は上述の如く、封建的政治及社會組織の維持乃至強化にあつたのである。

尚ほ茲に附言すべきは、國産獎勵の時の經過との關係に就てである。諸藩に於ては例へば會津藩の漆、萩藩の紙、高知藩の漆・桑・楮・茶、福岡藩の紙・蠶絲、金澤藩の絹、東北諸藩一般の蠶絲の如く、近世初頭より夫々國産獎勵が行はれた。このうち會津藩の制は『慶長四年己亥、上杉景勝會津居城の時、領内四郡にて役漆木十九萬八

千六百二十四本七分八厘と定む。但目通四尺廻りを以て一本とす。又漆木役一本より木實一升五合づゝと定めて之を收納し、其餘は所有者の勝手に蠟を搾り賣買するを許す⁹⁾とあるが如く、領民に漆樹の栽培を強制して漆實の一部を租税として收納するのが目的であり、萩藩の制も亦米作不能なる山代地方の田租を紙を以て收納するのが目的であつた。販路未だ開けざる近世初頭に於ては、貢租として收納せる殘餘を買上ぐる方法もとられ、右の兩藩はその例に洩れざるものであるが、この事は土地經濟に即した國産獎勵より貨幣經濟に即した國産獎勵へ進む過程を暗示するものとして注意すべきであらう。幕府も貞享・元祿の頃より生絲の國産を獎勵したが、特筆すべきは將軍吉宗が産業の發達に意を用ひ、殊に人蔘・砂糖等の輸入防遏を標榜して自ら獎勵の範を垂れたことであつて、各藩亦之に倣ひ、爾後諸國の産物彬々として興るに至つた¹⁰⁾。之を他面より考ふれば、當時は元祿華美の時代を受けて幕府諸藩共に財政頗る窮迫し、對外關係に於ても金銀の流出が問題となれる時代であるから、國産獎勵は必須の事柄であつたのである。

この國産の興隆と共に、國産の一部を租税として徴收し若くは之に運上を課して、直接財政に資せんとすることも依然として行はれたけれども、配給過程に關與して賣買利潤の分配に與り、若くは之を全收せんとして國産を獎勵することが次第に盛んになつた。之れ貨幣經濟の發達がこの政策の背景としてその姿を鮮明にして來たからであつて、同時にこの政策に商人が介入することとなり、國産獎勵と商業資本とは直接間接に密接なる關係を持つこととなつた。

9) 「大日本農政類編」544頁。

10) 横井博士「日本工業史」(改造文庫本)86頁。

二 國產獎勵の方法

本項に於ては國產獎勵の仕方に就て述べる。先述の如くこの政策の主眼點は増産に置かれたが、そのためには先づ生産過程に即して、また配給過程の側から、生産獎勵が行はねばならなかつた。この生産獎勵及び國產販賣のために諸藩に於ては國產獎勵機關が設けらるゝのが普通であつた。また政策遂行のために資金の調達も必要であつた。以下此等の點に數言を費さうと思ふ。

(一) 生産過程に對する生産獎勵 先づ舉ぐべきは生産技術上の指導であつて、幕府が例へば蔗苗を琉球にとり技術者を聘して、製糖の模範を示したことに就ては既に述べたが、斯くの如き方法は諸藩に於ても多く行はれたところであつて、例示の煩に堪へない。之と並んで技術書の頒布を行へるところもあつた。第二は原料の頒布、生産資金又は生活資料の給與である。幕府が蔗苗・人蔘種を頒布し、會津藩が桑苗を無償で下附せしが如き例は頗る多く、原料・生産用具等の購入費、土地開墾費等の生産資金を給與し、或は低利又は無利足で貸與せし例も、之を舉ぐる必要を見ない。生活資料に就ては、例へば萩藩は山代地方の製紙業者に紙漉飯米を給與して製紙業を獎勵したが、かゝる方法は米を産せざる地域に國產を獎勵する場合に多く行はれたところであらう。

第四は免税である。之も殆ど枚擧に違がないが、左に一例として福岡藩の楮栽培並に製紙獎勵に關する觸書の一節を掲げよう。

『一椿段々御仕立被成候條、役人(村役人)見立次第古島に植立申管に候、植立候年より三年之間其島反別三步一引遣可申候、三年目椿切候條に成長いたし候はゞ、其島作り物不殘引遣可申候條、其島隨分作物入念成長いたし候様可仕事

『一役人植立によらず百姓共古島椿植立成長以後無反別成候儀望候者は、自分より植立申其段申出候はゞ見分いたし、右同前に其年より三ヶ年之間三分一反別用捨、彌致成長候はゞ作物無反別たるべき事』¹¹⁾ (寛保三年二月)

『一那々紙漣相望候者願出候上にて遂詮議、相障無之者紙漣に申付、面役一人分引申付來候得共、夏秋之間は紙漣不申儀に候得ば、年中役目引に不及事故、只今迄之紙漣を初、此以後紙漣に相成候者共に十一月より翌四月迄六ヶ月間面役引申付、五月より十月迄之間は役目可相勤候(下略)』¹²⁾ (寶曆十年二月)

前者は地稅の免除であり、後者は面役と稱する夫役の減免である。この免稅と並んで優秀なる生産者に褒美を出す方法も多くの藩に於て採用せられた。

第五は生産強制である。右の免稅による生産獎勵は、その裏に多少ともに生産強制を存したが、之を明白に示すものは同じく福岡藩の桑栽培強制であつて、即ち慶長十五年の令には『當夏百姓普請免候、其かわりに高壹石に桑一本宛うへ可申候、桑なへは面々にしたて可申候、明年二月にうへ可申候、うへ候跡見使を出し見せ候て、もし木數不足の在所は木壹本に付而一日宛福岡の普請をさせ可申候』¹³⁾云々とある。單なる生産強制に就ては、會津藩が慶長四年に役漆木の制を定めたこと、仙臺藩が元和六年『桑椿漆下々奉公人知行の内へも植ゑ可申候、其外兼て被仰付候通之竹木植不申候者には、爲科代人足二十人づゝ召仕はるべく候』¹⁴⁾と令し、高知藩が寛永二十年に『蠶かひ候事存候者は、屋敷廻り桑の木を並木に植ゑ置き蠶かひ可申、不存者は漆の木植可申、茶椿其外年貢の便に可成木は植可申、用に不立る木一本も植申間敷候(中略)相背候はゞ本人不及申庄屋可爲曲事事』¹⁵⁾と令して、

11) 「福岡縣史資料」第四卷、367—8頁。

12) 同上、416頁。

13) 同上、第一卷、409頁。

14) 「大日本古文書」伊達家文書、第二卷、419頁。

15) 高橋龜吉氏「徳川封建經濟の研究」148頁。

夫々有用作物の栽培を奨励したこと、鹿兒島藩が元祿十一年に大島に於て甘蔗植付地を人頭に割りあて、督責して蔗苗を植付けしめたこと等¹⁶⁾の事例を挙げ得るが、一般に生産の強制は斯くの如き明確な形を採らなくても、多くの場合國産奨励政策のうちに存したと考へて差支へない。

以上の諸々の方法は多くの場合その全部若くは大部分が併用せられたものであつて、之によつて始めてその効果を期待することが出来た。

(二) 配給過程よりする生産奨励 併し乍ら國産が多少ともに商品の性質を持つ以上、配給過程よりする方策も講ぜられねばならぬ。而してそれは要するに國産の販路を開拓し或は確保し、以て生産を滞滞せしめざる點にあるが、既に慶長頃會津藩は『漆木役一本より木實一升五合づゝと定めて之を收納し、其の餘は所有者の勝手に蠟を搾り賣買するを許すと雖も、當時買人なく困難したるより、其の買上を歎願したるに、金一分に付蠟六貫八百匁以上の相場を以て買上方聞届けたり』¹⁷⁾とあるが如く、藩廳自ら販路の役割を演じた。萩藩が貢紙の殘餘を買上げたのも同様である。

當時諸藩の立場よりすれば、販路は領内市場と領外市場とに分かたれる。國産に對する領内市場確保の政策に關聯して注意すべきは、所謂津留政策のうちの領外商品の輸入制限乃至禁止策であつて、例へば福岡藩は寶永二年に『鹽仕組に付他國鹽一切入込不申様可申付事』¹⁸⁾と令し、延享二年には『破魔弓・菖蒲・甲、御國産相用、上方細工之分相用申敷事』¹⁹⁾と令して國産の興隆を圖つてゐる。之と事情は異なるが、慶長年間萩藩は船具・漁具等の移出を禁止して領内漁業の發展を圖り、金澤藩は小松附近の絹織業保護のために領内に産する生絲の輸出を禁

16) 土屋奇雄氏「封建社會崩壞過程の研究」452頁。

17) 「大日本農政類編」544頁。

18) 「福岡縣史資料」第四卷、252頁。

19) 同上、387頁。

じた。²⁰⁾

斯くの如く領内に於てその販路を確保し、この側面より國産を獎勵し、一面に於ては自給自足が講ぜられたが、他面に於ては領外販路を開拓或は確保することによつて國産を發達せしむることが考へられた。上述の金澤藩の政策も實は絹織物の領外移出を盛大ならしめんとするものであり、會津・萩兩藩の國産買上も、買上げた國産は領外に移出せられたものであつた。併し重要視すべきは領外移出に便益を與ふるが如き設備が設けられたことであつて、例へば和歌山藩は蜜柑方會所を設け農民をして一舉手一投足の勞なく蜜柑を貨幣に代へ得るやうにしたが、²¹⁾之と類似の方法は名古屋・姫路兩藩の木綿、高松藩の砂糖、鳥取藩の鐵製品等、多くの藩の國産の領外移出に就て廣く行はれたところである。而して此等は領内に移出機關を設けた例であるが、之と關聯して大阪・江戸等に於ては藏屋敷又は類似の施設が利用せられ、徳島藩の如きは取引各地に藍玉取扱問屋を指定して販路の確保・開拓に努めた。幕府が依物・諸色の輸出を長崎會所の一手取扱とし、役人を各地に派して生産獎勵並に買上に任じたのも同巧異曲である。

更に國産の商品化は、その規制統一を要求し、之に關聯して嚴密なる製品検査が行はれた。製品検査は運上徵收の一段にも供せられたが、主なる目的は販路の維持にあつた。蓋し大阪・江戸其他の市場には各地より同類の製品が集るを以て、品質の低下は直ちに販賣數量及び價格に影響を及ぼし、それはまた直ちに國産の生産に影響を及ぼしたからである。かくて國産獎勵は單なる増産ではなくて品質良好なる製品の増産に主眼點が置かれたわけである。

20) 下村富士男氏「近世の貿易統制の一考察」(社會經濟史學、第三卷四號)參照
21) 「南紀徳川史」第十一冊、475—6頁參照。

以上配給過程よりする生産奨励の方法に就て述べたが、斯くの如く配給過程に關與するに至つたに就ては、そこに二三の事情があつた。生産者が多くの場合農民にして販路の事情に通ぜざりしこと、直接的な生産奨励に於て種々の形で授下せる資金を製品又はその代價の形で回収せんとせること、並に賣買利潤の分前乃至全收を企圖するに至りしこと等それである。而してこの配給過程への關與は時の経過と共に活潑となり、やがて國産の專賣といふ形を取つて現はれるのであるが、此事は國産奨励が自給自足の維持よりも寧ろ正貨の獲得に重點を置くに至りしこと、換言すれば正貨の獲得を前線に立て後詰として自給自足を置き、以て諸藩財政經濟の獨立維持乃至強化を圖ることが考へられるに至りしことを物語る。

(三) 國産奨励機關 以上の如き諸々の方法を行ふに當つて、特別の國産奨励機關を設けるのが各藩の通型であつた。紙方役所・榎方役所など役所の名を附したるものも多いが、蠟座・藍座の如く座を以て呼びしものもあり、綿會所・砂糖會所の如く會所の文字を用ひしものもあり、また廣く國産會所・産物會所と稱せしものも少くなかつた。此等は國産の生産並に配給過程の一切を掌りしものであつて、今日の行政官廳とは頗る趣を異にし、殊にそのうちには國産の專賣機關たりしものも多く存せしこと、嘗て述べしが如くである。

(四) 國産奨励資金 國産奨励機關を設けて、國産をその生産並に配給の側面より奨励するに當り、多大の資金を要すべきは勿論である。財政の救済を當面の目的として國産奨励に着手せる諸藩が如何にしてこの資金を調達し得たか。之には消費節約によつて資金を捻出した例があり、²⁴⁾ 檢地によつて打出した高より收納する賃租を別途に積立て之を利用した例があり、²⁴⁾ 幕府より資金の融通を仰いだ例もあるが、²⁵⁾ 重要視すべきは先づ藩札の發行

22) 拙著「我國近世の專賣制度」86頁以下參照。
23) 米澤藩の養蠶奨励。「大日本農政類編」59頁參照。
24) 萩藩の監奨励。「日本經濟史辭典」撫育局の項參照。
25) 和歌山藩の砂糖奨励。「日本財政經濟史料」第三卷、515頁參照。

である。宇和島藩の國産獎勵に關し『領内正貨出入の度を見るに、之を收むるや寡くして之を出すや多し、茲に於てか楮幣を印刷發行して専ら物産の資料に充て、其品物は以て版府に輸し之を正貨に交換するの道を需めたり。是を以て正貨紙幣の權衡を得ち、一は人民の信用を固くし一は金融圓滑の狀を呈し、隨て物産繁殖の基を開くに至る。』とあるのはその一例であるが、かゝる例は頗る多い。而して國産獎勵に關する藩札の發行は、多くの場合生産資金の貸與又は國産買上の形式で行はれたものであつて、從つてそれが國産の專賣殊に領外移出の獨占と頗る密接な關係を有したこともかつて述べた。²⁷⁾

次は町人に融資を仰ぐ方法であつて、之亦廣く行はれたが、その著例は飴肥藩の製紙業獎勵であらう。即ち藩は寛政十二年大阪の町人油屋善兵衛に資金を仰ぎ、之を以て楮栽培を獎勵し干皮を悉く買上げ、更に所定の工賃を以て紙を漉かせ、産紙を悉く大阪に輸送して善兵衛の一手を以て賣却し、得たる代金のうちを以て善兵衛に返却するものである。²⁸⁾之は國産の獎勵であり同時に國産の專賣であつて、他面より見れば藩が町人の投資の手先となつたと考へることが出来るが、同様の例は福岡藩の製蠟業に對する日田及大阪商人の融資にも之を見ることが出来る。²⁹⁾

以上四項に分つて國産獎勵の方法を述べたが、之に就て改めて一言すべきは、それは必ずしも政策主體の獨力で以て行はれ得なかつたことであつて、此事は特に諸藩の政策に於て著しきものがあつた。成る程直接的な生産の獎勵は、藩の役人がその實務を擔當せる場合が多かつた。併し配給過程には町人の介入せし場合頗る多く、例へば和歌山藩の蜜柑方會所、水戸藩の粉菫蕪會所等は全く町人のみを以て構成せられ、他の國産獎勵機關に就

26) 「舊宇和島吉田藩勸業制度慣行調」(寫本)

27) 拙著、前掲書、62頁以下參照。

28) 若山甲藏氏著「日向文獻史料」455頁以下。

29) 遠藤正男氏著「日本近世商業資本發達史論」259頁以下。

てもその實務は町人が之を擔當し藩役人はその監督に任ずるに過ぎざる場合が通型であつた。また藩札の發行は多くの場合町人の信用を俟つて始めて圓滑に行はれたところであり、町人より國產獎勵資金の融通を受けるに至つては最早や喋々を要しないであらう。要するに國產獎勵が土地經濟に即した國產獎勵より貨幣經濟に即したそれに移ると、そこに町人金力との提携は必須の事柄となつて來たのであつて、一面より見れば町人金力に依存する封建的支配體制の維持、他面より見れば封建的勢力に依存する商業資本の蓄積、この二つの面を持つ右の提携の事實が、この國產獎勵政策に於て最もよく窺はれるのである。

三 國產獎勵の限界

江戸時代の國產獎勵は色々の意味に於て效果があつた。それが財政救済に役立ちしことに就ては多くの例を擧げることが出来るが、更に各地に種々の産物が興り、對外關係に於ては江戸時代中期まで輸入に仰ぎし人蔘・生絲・砂糖等がその輸入の必要を見ざるのみならず、却つて輸出せらるゝに至りしが如き、また近世初頭まで殆ど我國に産せざりし木綿織物が須臾にして日常普通の衣服材料に供せらるゝに至りしが如き、之を示すものである。斯くの如き産業の發達はたとひ自由に放任せられたとしても、平和の到來、生活の向上、商業の發達、鎖國等の影響を受けて之を見ることが出来たであらう。併しその存立維持のために國產興隆の必要を痛切に感じた幕府及諸藩の行へる政策が、その發達を促進する上に與つて力ありしことは、之を否定し得ないであらう。

併し乍ら國產獎勵は限りなく行はれ得たものではなく、そこには一定の限界が存した。この限界を劃した事情

を擧ぐれば左の如くである。

第一は土地の制限である。當時の國産は初めに掲げし如く、農産物であるか若くは之を原料とするものが大部分を占めてゐた。ところが當時は所謂米遣ひの經濟の時代であつて、従つて此等特用農産物を栽培するために米作を犠牲に供することは、事實上また法制上許されなかつた。即ち唯棉花栽培がかかる制限の外に置かれたのみであつて、他は悉く米作に適せざる土地若くは荒蕪地・空閑地に於てのみ栽培を許され、堤防・畔・屋敷地等の利用さへ獎勵せらるゝ有様であつた。秋藩山代地方の楮栽培獎勵、水戸藩保内地方の蒟蒻玉栽培獎勵にその例を見るが如く米産を期待し得ない地域に特殊産物を獎勵して、その地域の農民の生活を安定せしめ、兼て貢租を確保せんとする方策は之と密接な關係がある。而して右の禁令にも拘らず、本田畑をも甘蔗栽培に利用するに至りしが如き例も存するが、それは限られた範圍内に於てであつて、この甘蔗は天保以後には幕府諸藩共に栽培抑壓の方策をさへ講じてゐる。³⁰⁾

第二は販路に存する限界である。先づ鎖國下の當時、唯一の港長崎に於ける貿易も受動的にして、且つ貿易額は次第に縮限せられ、従つて俵物其他の輸出が行はれたにしても、海外販路が狭小にして云ふに足らざるものであつたことは勿論である。次に各藩が自己の財政經濟の獨立を維持せんとしたこと自體が販路の擴大に限界を劃する所以であつた。成る程天領は自由市場にしてそこには江戸・大阪・京都等の大都市も存した。またこの天領を中心として地方經濟の全國經濟化傾向が發達しつゝあつた。併し各藩はその財政經濟の獨立維持のために一面自給自足經濟の遂行を企てた。その結果例へば棉花の産せざる秋田・越中地方にも木綿織物が獎勵せられ、仙臺藩

30) 相澤正彦氏「岸和田藩の産業政策と和泉製糖の反撥發勃興」(經濟史研究、第十四卷二號)參照。

31) 高橋龜吉氏、前掲書、442頁以下參照。

の如き寒冷地に於ても蓋玉の栽培が行はれた。漆の生育に適する東北地方ではその實を取て蠟を製し、關西・九州地方では楡實を以て蠟を製した。かくて多くの日常生活用品は各地にその産を見をざる場合少く、同一種類の國産は全國的に存する状態となつた。而も各藩は之を領外に移出して正貨を獲得することに國産獎勵の重要な目的を置くに至つたのであるから、茲に販路の側面から一定の限界が劃されるに至つたことは見易きところである。要するに各藩の割據主義が販路の側より國産獎勵政策に限界を置いたのである。勿論中央の市場に於ける優勝劣敗の事實は存した。萩藩の製紙業が中期以後次第に衰頽したのは之を示すものであるが、併し藩はその獎勵を斷念せず、従つて幕末に至るまで割據主義に基く限界は去り得なかつたと考へて差支へない。

第三は生産を擔當する農民も手工業者も、政治的命令若くは強制によつて生産に従事したことである。命令或は強制によつたとしても、そこに一定の利益が約束せられてゐるならば問題はない。多くの文獻に領主領民共に利益を得たと稱せられるのはかゝる場合である。併し利益が薄くなり、生産者が之を意識するに至れば問題が生ずる。各藩が罰則を設けて國産の密賣を禁じたのは此間の事情を物語るものであつて、それは要するに諸藩が賣買利潤のより多からんことを願ふか、若くは生産條件が他藩に比して不利なるにも拘らず市場に於ける競争力を維持せんとして、生産者を壓迫せしことを示すものに外ならず、かくて國産は絶えず獎勵を要することゝなり、こゝにその限界の一つが存したのである。

第四は國産に關與する生産者も商人も、政治的勢力の庇護或は之との提携に慣れて、特に生産者は生産を命令又は強制せられたことによつて、自立性を失へることである。此事は維新後舊制度の廢絶により産業が一時よる

べき方途を失ひ、或は粗製濫造の弊に陥つたことによつても示されるが、要するに自立性の喪失は、自然科學的知識の未發達並に販路の狹隘性と相俟つて、新しき工夫、新しき生産様式を導入する機會を少なからしめた。こゝに獎勵政策の限界を見る。

以上要するに、江戸時代の國産獎勵は、政策自體にその限界を存したのであつて、結局それは、政策主體たる幕府諸藩共に、依然として土地經濟的基礎の上に自己の存立を維持することに究極の目標を置いた政策であつたからであるといふ一點に歸着するであらう。従つてこの限界の故に、その財政經濟上に齎らせる効果も無限ではあり得なかつたのである。

四 國産獎勵を繞る幕府と諸藩との關係

以上、國産獎勵政策に關する幕府と諸藩の立場を殆ど差違なきものとして考察した。而して幕府は主として外國との關係に於て國産を獎勵し、諸藩は客觀的にはその一部の擔當者であると共に、主觀的には自己の財政經濟の獨立維持をひたすら念願して國産獎勵に邁進したことに觸れたのみであつた。勿論この差違は江戸時代の國産獎勵の歴史的意義を知る上に重要な事柄であつて、即ち國民經濟的政策の性質を有つ幕府の國産獎勵政策がやがて維新後のその先驅的政策であつたと見ることは、強ち無理ではなからう。併し江戸時代の國産獎勵政策それ自身に存する問題は、かゝる政策による國産の興隆を幕府が喜んだか、かゝる政策を當然の事として幕府が傍觀の態度をとつたかどうかといふことである。

元來幕府は諸侯の勢力の増大を喜ばずして、寧ろ之を殺ぐことに留意した。そのためにかの參觀交代の制を立て、事に託して轉封を行ひ、また禁裡や江戸城の修覆、大河の普請等にお手傳ひを命じたことは周知のところである。従つて國産の興隆が諸藩の勢力を經濟的に補強する關係にあるならば、その獎勵政策を幕府は歓迎しなかつたであらうとは一應考へられるところである。幕府が西陣機業を保護するために所謂田舎反物の江戸・京都・大阪等への販出を制限或は禁止したのは、或は消極的に之を示すものといひ得るかも知れぬ。事實幕府が白絲の取扱を天領の商人のみに許し、蠶種の販賣を天領の商人に獨占せしめ、また西陣機業を右の如き方法で保護せしことを以て、藩領を天領の植民地化せんとする政策の現はれであつたとする論者もある。³²⁾

併し乍ら右の田舎反物の販出制限は從來の販出量を超えざる限度に於て行はれたものであり、禁止せられた場合にも藩主の藏物とすることによつて解除せられてゐるから、右の所説には尙ほ疑問の餘地がある。また管見の限り國産の興隆を抑壓したやうな事實には接しない。事情は寧ろ逆であつて、既述の如く和歌山藩に對しては砂糖獎勵資金を貸與し、松江藩の人蔘栽培を獎勵し、また會津藩に對してはその蠶の專賣をも保護してゐるが如く、寶曆二年には

『近年會津蠟出方少候付逢吟味候處、拔蠟有之由相聞候、右體之儀有之間敷事候、向後會津隣國にて右拔蠟買請不致様可被仰付候

右之通會津隣國、御領者代官私領者領主地頭より可被相觸候、此已後拔蠟買請候者後日相聞候は、吟味之上急度申事可申付候』と令し、享和三年にも之を繰返してゐる。³⁴⁾

32) 廣澤吉平氏「徳川初期蠶絲業の展開」(「佐藤寛次博士還曆記念農業經濟學論集」所收)

33) 同上論文、271頁、本庄博士著「西陣研究」14頁。

34) 「日本財政經濟史料」第三卷、434、443頁。

思ふに幕府が諸藩の國産奨励を寧ろ歓迎するが如き態度をとつたには大體二つの事情があつた。その一つは外國品の輸入防遏である。例へば人蔘は藥用として缺くべからざるものであり、砂糖・生絲の如きも當時は奢侈禁止令の對象となつたものではあるけれども、生活上の前には如何ともする能はず、和絲を以て白絲に、和糖を以て輸入糖に代へる必要あり、斯くてその國産を奨励し、この政策を擔當すべき諸藩の國産奨励を歓迎せざるを得なかつたのである。

第二は物價の抑制である。幕府の物價政策は、米價については之を適當に維持し諸色に就ては能ふ限り之を抑制するにあつた。³⁵⁾ 上述の會津蠟の抜買取締りは端的に之を示すものであり、之は國産として舉ぐるに不適當かも知れないが、菜種油及棉實油も同一の目的よりして全國御領・私領を問はずその増産を奨励してゐる。³⁶⁾ 従つて國産が生絲・絹織物・砂糖等の贅澤品でなく生活必需品である場合には、この物價政策の一面として、諸藩の國産奨励をむしろ歓迎したと考へねばならぬ。天保十三年に幕府は諸藩の國産專賣を禁止した。併しそれは國産の專賣による諸藩の經濟力の増大を恐れてなしたものでないことは、上述の絹織物を藏物とすることによつて中央市場への販出を許したることによつても知られるのであつて、従つて專賣禁止は觸書の文言通り物價抑制のためであつたと解釋せざるを得ない。

要するに、幕府は國産の興隆による諸藩の富強を一應は恐れたであらうが、輸入超過に基く金銀の流出や物價騰貴に伴ふ財政及武士の家計の窮乏化の前には、かゝる恐れは後退し、寧ろ國産の興隆を願はざるを得なかつたのであつて、更に諸藩の極度の財政窮乏も亦幕府自身にとり必ずしも有利とは考へられなかつたのである。

35) 拙稿「江戸時代の經濟政策」(本誌、第五十卷四號)
36) 詳細は高橋龜吉氏、前掲書參照。

五 結 語

以上に於て江戸時代の國産獎勵政策の大體を述べた。この政策は要するに土地經濟に基礎を置く幕府及諸藩が、貨幣經濟の發達に伴ふ土地經濟の行詰りを打開するために行へるものであつて、それは財政的にも或る程度成功し、また産業を興し國産を商品化し、地方經濟を全國經濟化する上にも與つて力があつた。併し政策自體の封建的性質の故に、それは一定の限界に逢着せざるを得なかつた。かくて一方に於て幕府及諸藩は土地經濟と貨幣經濟との矛盾を完全には克服することが出來ず、他方商人も亦自由なる商業資本の蓄積に邁進するを得なかつた。この政策自體に存する行詰りの打開は、封建制度を撤廢し、國を開くことによつて行はれ得る状態となつてゐたのであつて、それは幕末の新政策を経て明治新政府の成立によつて行はれ、封建經濟的國産獎勵は國民經濟的國産獎勵となつて現はれたのである。